

令和8年2月16日

小海町議会議長 篠原 哲雄 殿

総務産業常任委員長 黒澤 敦史

総務産業常任委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務について、調査した結果を下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項（テーマ）

地元カラマツ林が伐期を迎えている中で、適切な森林管理を行うためには

2. 調査目的

町内における森林・林業の現状を把握し、持続可能な森林整備に資する提言を行うことを目的とし、調査研究を行った。

3. 調査期間

令和7年7月11日から令和8年2月16日

4. 調査内容

- ・南佐久中部森林組合より「森林・林業の動向とカラマツ林業の今後について」の聞き取り及び意見交換
- ・南佐久中部森林組合の施業現場視察
- ・町内小規模林業事業者への聴取及び意見交換
- ・町担当課による J クレジット制度の概要及び町内における制度利用の進捗状況の聞き取り

5. 現状と課題

●現状

- ・小海町の総面積 11,420ha のうち、森林面積は 9,427ha であり、その内訳は国有林が 22%、民有林が 78%を占めている。
- ・民有林のうち 23%、1,704ha は町及び財産区が所有している。
- ・町内森林の大部分は戦後に植林されたカラマツの人工林で、全体の 70%を占めており、その多くが伐期を迎えている。
- ・当地域のカラマツは、強度や品質に優れていると評価されており、合板、LVL（単板積層材）、CLT（直交集成板）などの原材料として重要な役割を担っている。
- ・森林組合をはじめとした林業事業者における人的・機械的能力の不足により、伐採と再造林が十分に行われておらず、森林の更新が停滞している現状がある。
- ・一方で、森林組合が中心となって再造林に取り組んできた結果、当地域の再造林率は他地域と比較して高く、約 90%を維持している。
- ・町による補助金支援のもとで森林組合が高性能林業機械を導入したことにより、施業体制が強化され、森林所有者への利益還元の拡大と素材生産量の着実な増加という一定の成果が確認されている。
- ・森林組合では、県等の補助金を活用した「主伐後の再造林～保育 10 年保証制度」を創設し、森林所有者負担金なしで再造林に取り組んでいる。
- ・一方で、大型機械の導入が難しい小規模事業者は素材生産量を伸ばすことができていない。林業単独での生業が成り立ちにくいことから、土木業を含めた他業種への転換が進み、林業事業者がさらに減少する可能性がある。
- ・現在のような状況が続いた場合、町の将来にわたる森林資源の活用と、その持続性に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

●課題

- ・林業事業者の育成が十分に行われておらず、担い手不足が顕著となっていること。
- ・小規模事業者（林業事業者）にとって県・国の補助事業を活用しやすい制度設計（補助金利用の柔軟化、申請手続き簡素化）が必要であること。
- ・長引くカラマツ材の需要と価格の低迷により、森林所有者の造林意欲が低下していること。
- ・木材価格の低迷により、補助金がなければ再造林に必要な費用を捻出することが困難な状況にあること。
- ・採算が確保できないことから、再造林が行われず、放置される森林が増加していること。
- ・林道整備の遅れにより、施業の効率化や機械化が進みにくく、伐採・再造林の円滑な実施に支障をきたしていること。

- ・限られた人的・機械的資源を効果的に活用するため、林業経営に適した森林を選定するとともに、継続的かつ計画的な管理の在り方について検討する必要があること。
- ・情報発信や広報が不足し、補助金等を適切に活用すれば伐採・再造林による林業経営が収益につながることにについて、森林所有者や住民に十分に認知・理解されていないこと。
- ・地域材の利用促進を通じて、林業や森林整備に対する住民理解のさらなる醸成を図る必要があること。

6. 政策提言

以上の調査結果を踏まえ、本委員会として、町の森林資源の持続的な保全と活用、ならびに地域林業の振興を図る観点から、次のとおり提言する。

1. 林業事業者の意欲向上と事業継続を支える仕組みの構築を図ること。

林業事業者が林業を将来にわたる生業として継続できるよう、町有林等を活用した施業機会の創出や緩衝帯整備など、小規模事業者が積極的に参画できる事業を確保するとともに、地域内における役割を明確にした事業参画の仕組みについて検討する必要がある。

これにより、地域における担い手の確保および育成を図り、持続可能な森林管理体制の構築につながることが期待される。

2. 林業経営を支える林道整備の計画的な促進を図ること。

効率的かつ安全な森林施業を進めるためには、林道や作業道の整備が不可欠であることから、林業経営に適した森林を優先した林道整備を計画的に進める必要がある。

これにより、施業コストの低減や作業効率の向上を図るとともに、小規模事業者を含めた林業事業者の参入促進と、安定的な森林管理の推進につなげることが期待される。

3. 再造林への更なる支援による森林資源の循環確立を図ること。

主伐後の再造林が確実に行われるよう、既存の支援制度の活用促進に加え、再造林に取り組みやすい環境づくりを一層進める必要がある。

特に、森林所有者の負担軽減や林業事業者の確保に向けた支援を強化することで、森林資源の循環利用を確立し、将来世代に引き継ぐ持続可能な森林づくりにつなげることが重要である。

4. 森林環境譲与税については、その趣旨を踏まえ、再造林支援や森林整備、人材育成、地域材利用の促進等に積極的かつ効果的に活用すること。

特に、採算性の低下により管理が行き届かなくなっている森林への支援や、林業経営に適した森林の選定と集中的な整備を進めることで、持続可能な森林管理体制の構築と、放置森林の抑制につなげることが重要である。

5. 公共建築物における地元産木材の積極的な利用と町民への情報発信の強化を図ること。

町が整備・改修する公共建築物については、構造材や内装材等において地元産木材を積極的に利用することにより、地域材の需要創出と木材価格の安定化を図るとともに、町民が森林資源の循環利用を身近に感じられる環境づくりを進め、地域林業への理解と関心の醸成につなげることが望まれる。

併せて、適切な管理のもとで行われる林業経営が、収益につながるものであることについて、森林所有者および町民に対する情報発信や広報を強化する必要がある。

また、町有林における施業事例や公共建築物での地元材活用の状況等を分かりやすく周知することで、森林整備や地域材利用の意義に対する理解を深め、町民全体で森林資源を支え、育てていく意識の醸成につなげることが重要である。

7. 活動経過

日時	活動	内容
令和7年7月11日	行政視察	南佐久中部森林組合による説明及び施業現場視察
7月31日	委員会	視察の振り返り及び今後の調査について協議
9月18日	懇談会	町内林業事業者との意見交換
10月9日	委員会	懇談会の振り返り及び今後の調査について協議
11月20日	説明会	Jクレジット制度及び造林事業補助金に関して
12月9日	委員会	報告書に関する協議
令和8年1月8日	委員会	提言書・調査報告書に関する協議
1月30日	行政視察	南佐久中部森林組合との意見交換
2月10日	委員会	提言書・調査報告書に関する協議

8. 調査委員

委員長	黒澤 敦史	副委員長	小池 今朝之
委員	的埜 美香子	委員	篠原 哲雄
委員	井出 和人	委員	渡辺 均